

富津市地域生活支援拠点事業の運用スケジュール

	担当	項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			設置準備期間						実施準備期間			運用開始		
設置準備	市	5つの機能の実施優先順位や、市内事業所役割分担の精査												
	市、事業所	市内事業所（日中活動系、居住系、相談支援支援）への説明会				8月上旬に実施予定								
	事業所	本事業に係る市内事業所からの届出等の事務処理				8月中旬から9月下旬までに市へ提出								
実施準備	市	5つの機能の運用方法や利用フロー図の作成												
	市、事業所	実施に伴う、課題の洗い出し及び対応方法の検討												
運用	市、事業所	運用事業所間での情報共有及び意見交換の場									隔月で実施		隔月で実施	

○地域生活支援拠点事業とは、

障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、居住支援のための必要な機能を整備し、居住支援の提供を目的としている。

○5つの機能は、地域の異なる専門性のある事業所が機能を分担し、面的な支援を行う体制を整備し、実施する。

- ・相談支援：緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録の上、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な相談等の支援を行う機能
- ・緊急時の受入れ：短期入所等を活用した緊急時の受入体制及び医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- ・体験の機会・場：障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- ・専門的人材の確保・要請：専門的な対応の体制確保及び専門的な人材の養成を担う機能
- ・地域の体制づくり：地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能